

令和3年度

遠野市健全化判断比率等審査意見書

遠 監 第 2 5 号
令和 4 年 8 月 19 日

遠野市長 多 田 一 彦 様

遠野市監査委員 多 田 博 子
遠野市監査委員 奥 友 康 悦

令和 3 年度遠野市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により審査に付された標記の健全化判断比率等を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和3年度健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年8月19日まで

第3 審査の方法

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき市長から提出された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

(1) 財政健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	比較	備考
ア 実質赤字比率	—	—	—	—	—	
早期健全化基準	13.23	13.24	13.23	13.18	△0.05	
イ 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	
早期健全化基準	18.23	18.24	18.23	18.18	△0.05	
ウ 実質公債費比率	12.6	11.5	11.1	10.8	△0.30	
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	0.00	
エ 将来負担比率	75.6	81.2	60.3	65.9	5.60	
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	0.00	

(2) 経営健全化資金不足比率

(単位：%)

対象会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	比較	備考
水道事業会計	—	—	—	—	—	令第17条第1号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	
下水道事業会計	—	—	—	—	—	令第17条第1号
経営健全化基準	—	20.0	20.0	20.0	0.00	

(④901_健全化判断比率)

備考欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）第17条に規定する資金不足比率の算定に用いる事業の規模について、法適用企業（法第2条第1号イに規定する法適用企業をいう。）に係る特別会計については「令第17条第1号」と記載している。

2 個別意見

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、赤字額なしであり表記上「－」となっている。

令和3年度の早期健全化基準は13.18%であり、健全範囲である。

イ 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、赤字額なしであり表記上「－」となっている。令和3年度の早期健全化基準は18.18%であり、健全範囲である。

ウ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は10.8%で対前年度比0.3ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を下回り健全範囲である。この数値は地方債許可団体となる18.0%も下回っている。

この比率は令和元年度から令和3年度の3か年平均値となっており、令和3年度は、令和2年度に借入した同報系デジタル防災行政無線整備事業に係る緊急防災・減災事業債及びホストタウン会場整備事業に係る過疎対策事業債の返済が開始されるなど元利償還金が前年度より約1,900万円増加したものの、基準財政需要額において、地域デジタル社会推進費、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の新設などに伴い、標準財政規模が前年度より約2億8,800万円増加したことから、同比率は減少となった。

エ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は、65.9%で対前年度比5.6ポイント増加した。早期健全化基準の350.0%を下回り健全範囲である。

令和3年度は公債費に充当可能な基金が約3億8,300万円増加したが、ケーブルテレビFTTH化整備に係る過疎対策事業債の発行により一般会計における年度末市債残高が前年度に比べ約2億7,600万円増加したこと、下水道事業会計において経常損失が計上されたことにより、公営企業債等繰入見込額が約7億4,900万円増加したことに伴い、将来負担額が前年度よりも増加する結果となった。

(2) 資金不足比率について

令和3年度の水道事業会計及び下水道事業会計に係る資金不足比率は、資金不足額なしで表記上「－」となっている。経営健全化基準は20.0%であり、いずれも健

全範囲である。

(※事業規模による経営健全化基準の早期健全化基準は20.0%であるが、資金不足比率が10.0%以上の場合は起債発行許可会計になる。)

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にない。